

令和8年

熊野町農業委員会

議事録

第2回

熊野町農業委員会

令和8年第2回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和8年2月20日(金) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 次生
委員	荒滝 直洋

6. 議事録署名委員(2人)

委員	4番	庄賀 深雪
委員	6番	中村 家隆

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
主査	松田 修典
主任主事	末田 絵里子

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和8年第2回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。4番 庄賀委員、6番 中村委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>(議事日程 朗読)</p>
議長	<p>日程第1、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」及び日程第2、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、関連する内容ですので一括議題としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」及び日程第2、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、一括議題とすることに決定いたしました。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請について及び議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は新宮地区の農地で、〇〇を〇〇から〇〇方面に向け200m程進んだ右手にある田3筆です。この申請地は令和7年5月の委員会で、〇〇が譲受人となり資材置場とする内容で審議し転用許可をしました。その後、許可面積が過大であることが判明し同年8月に事業計画変更承認により資材置場用地から除外し、農地として残った部分となります。また事業計画変更承認をしたことで土地所有権は〇〇ではなく、元々の所有者である〇〇氏と〇〇氏のままという整理となっております。それでは今回の申請内容についてご説明します。議案第2号申請人及び議案第3号譲受人である〇〇氏が所有する農業用倉庫の横に、倉庫に出入りする車両のための駐車場を整備するため申請されたものです。また議案第3号譲渡人の〇〇氏は申請地での今後の耕作予定はなく、土地の有効活用を図るため駐車場整備を希望した〇〇氏へ譲渡することとなりました。面積は169㎡で造成工事はせず整地のみを行い、トラクター1台自家用車2台分を停車できるように計画されています。</p>

	申請内容の審査を行い、近隣農地との利用集積に与える影響がなく被害防除措置が検討されており、問題はないものと判断しております。説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	2月16日に事務局と現地を確認してきました。申請地は耕作はされておらず、休耕となっていました。隣接する資材置場用地の残地部分となるため、面積は狭小で不整形のため田としての利用は難しいかと思われま。周辺農地に影響を与えない旨の被害防除計画がされていますし、倉庫を建てられた当初とは周辺の状況も大きく変わってきているため、新たな土地の利用方法として駐車場への転用許可をしても問題はないものと思われま。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
住川委員	ここの土地は令和7年5月20日に譲受人が〇〇さんで5条の許可をして、そのあと8月20日に事業計画変更で全部の面積のうち一部を資材置場にすることの承認をしたと思うんですが、そしたらここは〇〇さんの土地ではなくて〇〇さんの土地になるのではないですか。なぜ変更して残ったところも〇〇さんに戻るのがよくわかりません。残りも〇〇さんのものではないんですか。〇〇さんのものに戻りますという話はなかったですよ。
事務局	事業計画変更承認を経た面積が、資材置場用地として譲受人の〇〇に所有権移転が可能な面積となり、資材置場にしないと計画変更をした残地部分の面積は転用がかからないところになるので、農地のまま残り所有者も元々の所有者のままという整理がつくようになります。転用の許可は農業委員会が出しますが、登記の変更は当事者が法務局に申請する必要があるため、登記の名義がすぐ変わるわけではありません。
中村委員	資材置場にしないとされたところの所有者を〇〇さんに戻すという審議は必要ないんですか。
事務局	事業計画変更承認で転用がかからない部分は、所有権が元の所有者のまま変わらないことも含めて審議したことになります。

住川委員	一度〇〇さんに所有権が移っているんだから、その所有権を変更する3条 なりの審議が必要ですよね。
菅尾委員	農業委員会が許可をただけで、まだ変更登記はしていないんでしょう。 農業委員会の許可と登記は別物ですからね。
事務局	そのとおりです。事業計画変更の承認申請をする要件として、登記を変え ていないことが必須となっていますので、8月の審議の時点でも登記上の所 有者は〇〇さんのままです。
住川委員	そういうことですか。わかりました。あともうひとつ、農業用倉庫の定義 を教えてください。
事務局	農業を効率よく行うために必要な農機具や農作物を保管・管理するために 建てられた施設のことを指します。
住川委員	農業用倉庫を建てたときは農業をしていたけど、農地を全部手放した人が 農業用倉庫のための駐車場を整備したいという理由で許可できるものなん ですか。
事務局	農業用倉庫を持つ要件として、農地を持っていないといけないということ はありませんが、農地を手放したのに農業用倉庫のために、周りを整備する ことに疑問を持たれることはごもっともかと思えます。農業用倉庫をどのよ うに利用しているのかというのは、引き続き整理していく必要はあるかとは 思いますが、実際に起きている事実を見ていくと、資材置場の残地で狭小・ 不整形となってしまったことや所有者の今後の耕作意思があるのかなど、農 地として管理していくことができる要素がどのくらいあるのかということも 踏まえて審議する案件ではないかと考えています。
中村委員	そうですね。農業用倉庫の定義付けや整理はしっかりお願いします。
議長	その他の質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第2号「農地法第 4条の規定による許可申請について」及び日程第2、議案第3号「農地法第 5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第2号「農地法第4条の規定

	<p>による許可申請について」及び日程第2、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第3、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は平谷地区の農地で、〇〇を〇〇方面へ200m程進み左折後200m登った先に位置する畑1筆です。当該申請地については、〇〇工事の施工事業者が令和〇年〇月〇日から工事用資材置場として利用しており、工事担当課からの情報提供と利用状況調査報告により転用事実が判明したものでございます。公共事業のための資材置場であっても施工事業者が直接農地所有者から借用する場合は、農地の一時転用許可が必要となるため、申請人から始末書とともに申請書が提出されました。本案件に関して、町の関係課への確認で他法令では許可案件には該当しないことや現地確認の結果、周辺農地への影響もなく、水路等の水の流れにも影響を及ぼすものではないため、事後承認による許可は可能であると判断させていただきました。なお、使用貸借による権利の期間は令和7年度の工事契約期間と同期間となっておりますが、令和〇年度末まで整備工事は続くようですので来年度の工事入札結果等により、事業計画変更承認申請による権利期間の変更承認や事業者の変更承認をすることとなります。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。世良委員、お願いします。</p>
世良委員	<p>2月17日に事務局と現地を確認してきました。事務局からも説明がありましたとおり、申請地はすでに資材置場として利用されておりうすく砂利が敷かれていました。避難路用地周辺は民家が密集しており離合できない狭い道路に面しているため、申請地を資材置場として利用することはやむを得ない状況であると思われました。工事完了後は転用事業者が砕石除去し耕作可能な状態に復元する予定であるとのことですし、周辺に影響を受ける農地もないことから、一時転用許可をすることに問題はないものと思われます。以上です。</p>

議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第3、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第4、報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	(日程第4、報告第4号 説明)
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議長	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。次回の農業委員会は3月24日(火)に開催予定です。議案については3月10日(火)以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和8年第2回熊野町農業委員会を閉会します。
	<p>上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。</p> <p style="text-align: right;">議 長 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____ 印</p>